

津幡町訓令第2号

庁 中 一 般
出 先 機 関

郵便貯金銀行に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月10日

石川県津幡町長 矢 田 富 郎

郵便貯金銀行に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令

郵便貯金銀行に関する事務取扱規程（平成20年津幡町訓令第10号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

加入者名	種別	口座番号	取りまとめ店舗
津幡町指定金融機関株式会社北國銀行津幡支店 津幡町会計管理者	町民税・県民税	00720—5—27810	株式会社ゆうちょ銀行 金沢貯金事務センター
	固定資産税・都市計画税	00730—7—27811	
	軽自動車税	00740—8—27812	
	保育園保育料	00750—0—27813	
	町営住宅家賃	00760—1—27814	
	国民健康保険税	00790—6—27817	
	窓口納付収納金	00750—3—960075	
	バス回数券販売代金	00710—7—960349	
	税その他	00760—9—960425	
	保育園給食費	00760—7—960490	
	墓地管理手数料	00750—5—960855	
	介護保険料	00700—1—45996	
	後期高齢者医療保険料	00760—9—960629	
	学校給食費	00730—7—960529	
津幡町指定金融機関株式会社 北國銀行 津幡支店 津幡町水道事業	上水道料金・下水道使用料	00710—9—27819	
	上水道料金・下水道使用料(窓口)	00780—5—960312	
		00700—6—960397	
津幡町指定金融機関株式会社 北國銀行 津幡支店 津幡町下水道事業	下水道受益者負担金 (口座)	00750—1—669	
	下水道受益者負担金(カク公)	00790—1—960451	
	下水道受益者負担金(マル公)	00700—2—960452	

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。